

日本代表選手等に関する行動規範

（目 的）

第1条 この規範は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）が国際大会等に派遣する選手およびスタッフ（以下「日本代表選手等」という。）に対して、日本代表選手等が遵守すべき基本的な行動規範を定め、本協会および日本代表選手等に対する社会的信頼を維持・確保するとともに、競技力の向上とバレーボール競技の普及・発展に寄与することを目的とする。

（一般規範）

第2条 日本代表選手等は、次に定める事項を理解し、スポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）の向上に努める。

（1）日本代表選手等としての責務

日本代表選手等の一人ひとりが日本バレーボール界を代表しているという高い意識を持ち、規律ある行動をとる責務を負っていることを理解すること。バレーボール日本代表選手に関する覚書およびJVA 選手登録メンバーに係る各種規程を理解し遵守すること。また、バレーボール競技の価値に対する倫理観を持ち、誠実にその価値向上に努めること。

（2）社会への貢献

日頃から社会との良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通じて明るく心豊かな社会の実現に貢献すること。

（3）人権の尊重

社会生活および競技活動において、人種、性別、信条、思想、宗教、身体上のハンディキャップ又は学歴等を理由とした差別を行わず、人権を尊重し、平等に対応すること。

（地域社会に対する行動規範）

第3条 日本代表選手等は、バレーボール競技を通じて地域社会の健全な発展に貢献できるよう次に定める事項を遵守しなければならない。

（1）地域社会との協調

日本国内の地域社会との協調を図り、バレーボール競技を通じてその発展に貢献できるよう努める。

（2）環境問題への配慮

常に地球環境への配慮を忘れず、地球温暖化防止に向けた取組みなど、環境問題に配慮して行動する。

（3）国際社会との協調

海外の文化、慣習および法令等を尊重し、国際社会におけるルール・マナーに則った行動に努める。（コンプライアンスに係わる行動規範）

第4条 日本代表選手等は、バレーボール競技および自らの価値を守り、高めるた

めに、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 法令等の遵守

法令や社会規範（オンラインカジノの利用禁止、20 歳未満の飲酒・喫煙禁止、反社会的勢力と関わらないこと、を含むが、これに限られない。）を遵守し、公序良俗に反する行為を行わないこと。

(2) ハラスメント・暴力行為の禁止

それぞれの立場を利用したハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを含むが、これらに限らない。）・暴力行為を行わないこと。

(3) ドーピング行為の禁止

日本代表選手等はアンチ・ドーピングに関する理解を深め、自らの責任において違反行為を行わないよう最大限の注意を払うこと、本協会からの健康状態や薬・サプリメント等 に関する事前調査に真摯に回答および申告すること。申告された薬・サプリメント等が禁止物質を含む又は含む可能性があるとして本協会が判断した場合には、直ちに摂取を中止すること。申告後に新たな薬・サプリメント等を使用する場合には、禁止物質に関して最大限の注意を払い、事前に本協会に相談すること。日本代表選手等において、ドーピング行為と思われる事象を目撃、確認、聴取又は伝聞等した場合には、本協会に通報すること。

(4) 指定衣服の着用

本協会又はその他の団体が開催する大会、遠征、合宿、およびレセプション等の行事において、本協会が指定衣服の着用を求めたときは、その衣服を着用すること。衣服の着用に 当たっては、品位を重んじ適切な着用方法 によること。

(5) 個人情報および機密情報の守秘

本人の同意なく、個人情報を目的外に使用し、また第三者に開示する行為、並びに 本協会において機密とされる情報を本協会の許可なく開示、漏洩および使用する行為を行わないこと

(違反に対する処分)

日本代表選手等が、本行動規範に違反することが認められた場合には、日本代表の登録を取り消すことがある。また、本協会が定める「コンプライアンス規程」に違反することが認められた場合には、同「コンプライアンス規程」の定めるところにより処分を行う。

(2025 年 5 月 12 日制定)